

令和4年9月1日

日本内航海運組合総連合会 殿
日本船舶代理店協会 殿

国土交通省海事局内航課

「内航貨物船における感染症対策に係る港湾の新たな取り組み」（令和4年8月31日事務連絡）について（補足）

標記の事務連絡につきましては、船社と船舶代理店にお願いしたい箇所は、下記の箇所となります。

情報の流れにつきましては、通常の業務の流れのとおり、「船社」は「船舶代理店」に感染者及び感染の恐れのある者の人数・症状等をお知らせし、「船舶代理店」から港湾管理者へ情報の共有をお願いします。

なお、情報につきましては、お電話、メール等で結構です。

記

「内航船における感染症対策に係る港湾の新たな取り組み」

（令和4年〇月〇日事務連絡）

○初動の情報共有

- ・船社等は入港前において速やかに港湾管理者に対し、新型コロナウイルス感染症の患者及び新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いがある者（以下「患者等」という。）の人数・症状等の情報（ただし、個人情報を除く。）を共有。（直近に入港する港の港湾管理者のみだけでなく、入港の決まっている港の港湾管理者にも前広に共有。）